

# 平成25年3月期決算概要

## 業績ハイライト

(単位：億円)

	平成24年 3月期	平成25年 3月期	前期比
業務粗利益	649	628	△21
資金利益	553	532	△20
役務取引等利益	61	60	△1
その他業務利益	34	34	0
経費 (△)	440	432	△7
実質業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	209	195	△14
一般貸倒引当金繰入額① (△)	0	6	5
業務純益	209	189	△19
臨時損益	△50	△63	△13
うち不良債権処理額② (△)	52	57	5
うち投資損失引当金戻入益③	4	0	△4
うち偶発損失引当金戻入益④	1	0	△0
経常利益	158	125	△32
特別損益	△4	△4	△0
うち減損損失 (△)	3	2	△1
税引前当期純利益	154	120	△33
法人税等合計 (△)	80	72	△7
当期純利益	73	48	△25

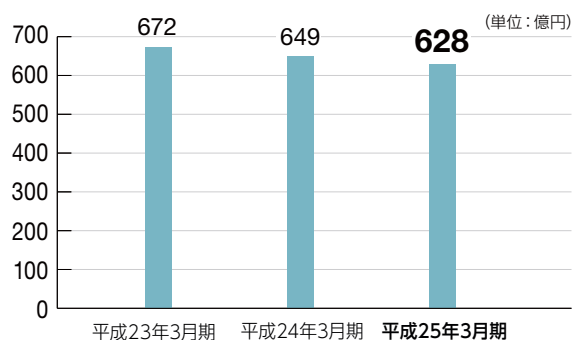
与信コスト(①+②-③-④) | 47 | 63 | 16

### 資金利益の減少、与信コストの増加により前期比減益

低金利の長期化の影響により、貸出金利息が前期比23億円の減少、有価証券利息配当金も同10億円の減少となりましたが、預金等利息は前期比14億円の減少にとどまったため、資金利益は同20億円の減益となりました。また、役務取引等利益、その他業務利益は前期並みの水準となったため、業務粗利益は前期比21億円の減益となりましたが、経費は物件費の減少を主因に前期比7億円の減少となり、一般貸倒引当金繰入前の実質業務純益は同14億円の減益となりました。

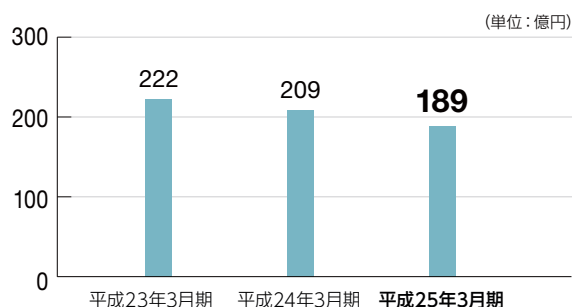
与信コストについては63億円と前期比16億円の増加、株式関係損益も同13億円悪化した結果、経常利益は125億円で前期比32億円の減益、当期純利益も48億円と同25億円の減益となりました。

## 業務粗利益



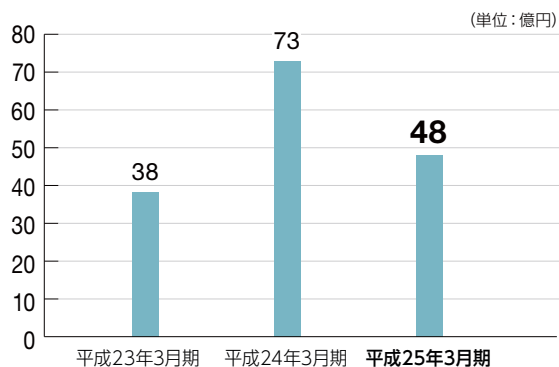
**用語解説** 業務粗利益 銀行本来の業務(貸出業務、為替業務、有価証券運用など)から得た利益です。

## 業務純益



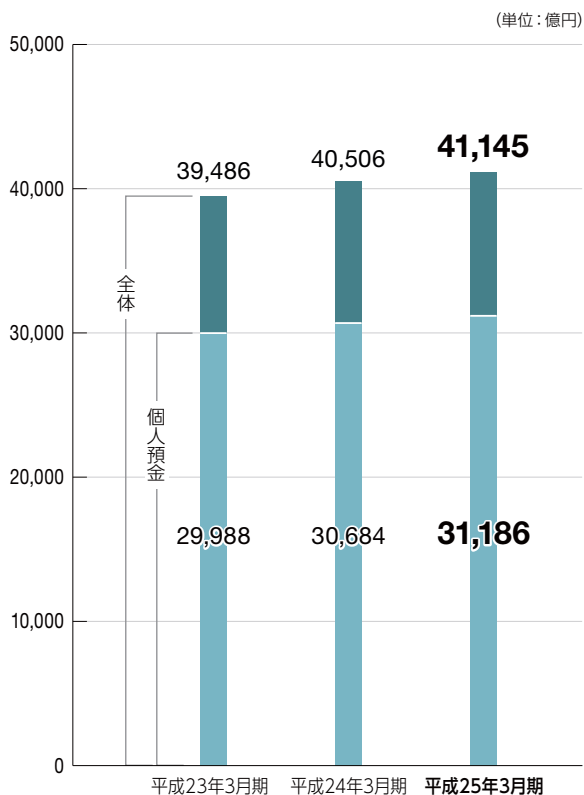
**用語解説** 業務純益 一般企業でいう営業利益にあたります。業務純益=業務粗利益-経費(人件費、物件費等)-一般貸倒引当金繰入額

## 当期純利益



**用語解説** 当期純利益 経常利益から法人税や事業税等を差し引いた最終的な当期の利益です。

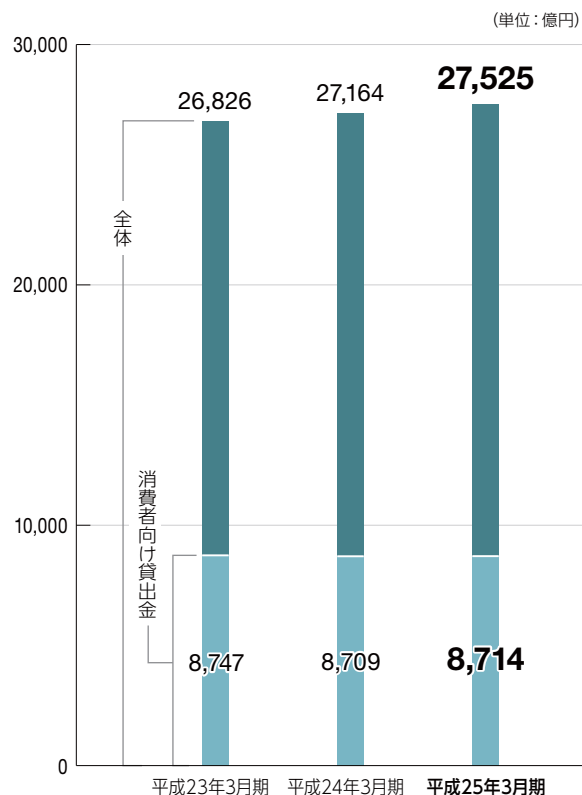
## 預金等(譲渡性預金含む)期中平均残高



### 個人・法人ともに順調に増加

当期も、地域の皆さまからのご支持を受けて、期中平均残高は前期比639億円増加し4兆1,145億円と順調に推移しています。コアとなる個人預金も引き続き順調に増加し、期中平均残高は3兆1,186億円、年間で1.63%増加しました。

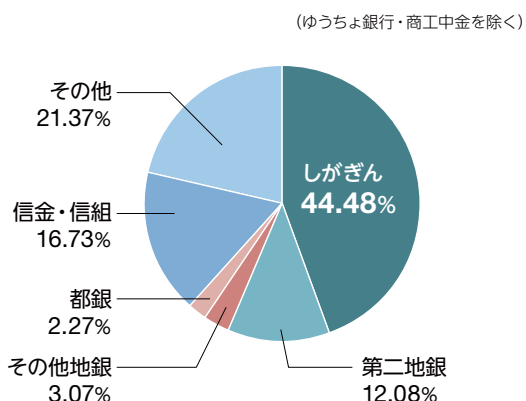
## 貸出金 期中平均残高



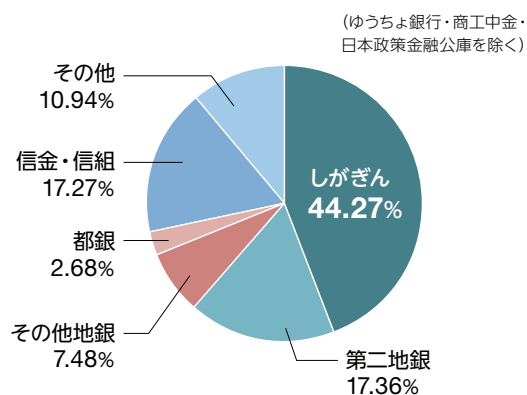
### 事業性貸出・消費者向け貸出ともに増加

当期は、事業性貸出、消費者向け貸出とも順調に増加し、貸出金の期中平均残高は前期比360億円増加、2兆7,525億円となりました。特に、県内貸出の期中平均残高は1兆7,138億円、年間で1.64%増加しました。

## 預金残高「滋賀県内シェア」 (平成24年9月末現在)

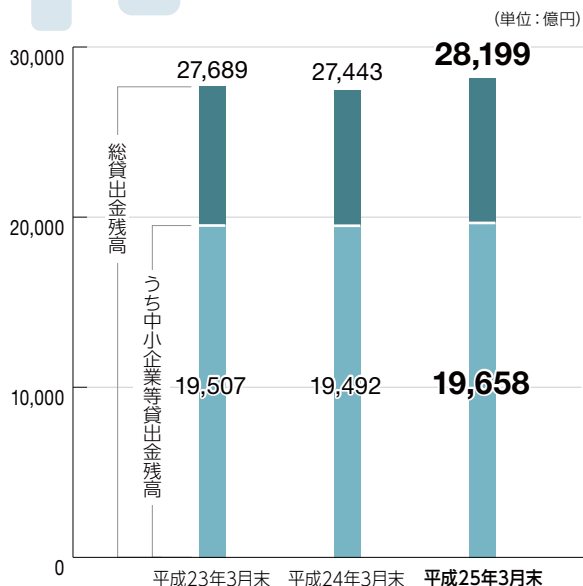


## 貸出金残高「滋賀県内シェア」 (平成24年9月末現在)



# 平成25年3月期決算概要

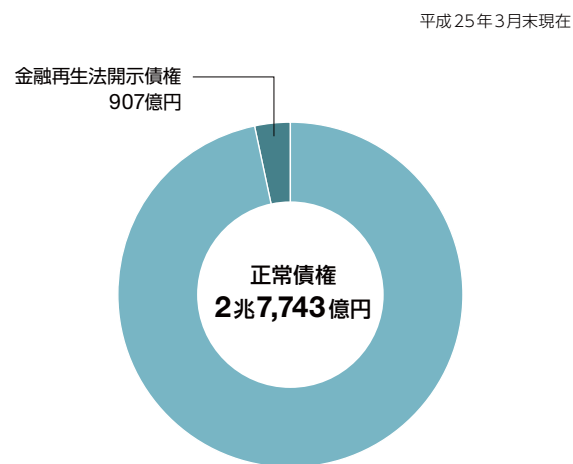
## 中小企業等貸出残高・件数



(単位: 件)

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
総貸出件数	94,310	96,452	99,961
うち中小企業等貸出件数	93,605	95,745	99,239

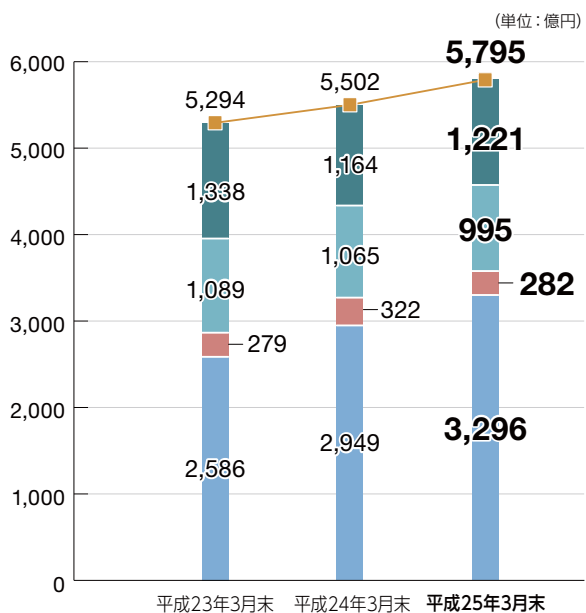
## 不良債権の状況



### 不良債権の状況

しがぎんの金融再生法に基づく開示債権の合計は907億円、総与信に占める不良債権比率は3.16%となりました。また、貸倒引当金や担保などによる保全率は75.20%です。

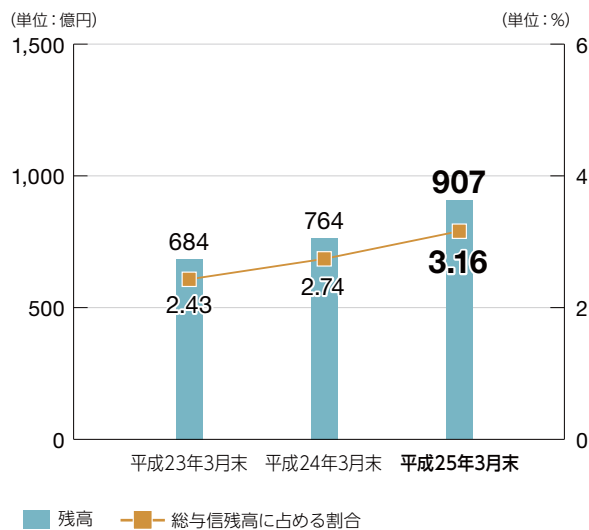
## 預り資産残高 内訳



■ 投資信託      ■ 公共債      ■ その他  
■ 生命保険 (年金保険含む)      ■ 預り資産残高合計

※生命保険は、取扱開始(平成14年10月)以降の取扱保険料累計

## 金融再生法開示債権



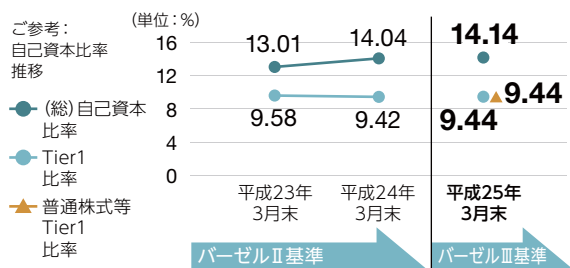
**用語解説** **不良債権比率** 貸出金等の総与信残高に占める不良債権の割合です。不良債権比率が低いほど、資産の質は高くなります。銀行ごとにその資産総額の規模が異なることから、この比率が銀行の健全性をみる指標のひとつになります。

## 自己資本比率(連結)

平成25年3月末現在

	実績	最低所要比率
連結 総自己資本比率	14.14%	8.0%以上
同 Tier1比率	9.44%	4.5%以上
同 普通株式等Tier1比率	9.44%	3.5%以上

※平成25年3月末より、バーゼルⅢ基準による自己資本比率を算出しております。



### 国際統一基準を大きくクリア

自己資本比率は、銀行の安全性、健全性を図る指標のひとつです。しがぎんのように海外に営業拠点を持つ銀行は、国際統一基準における最低所要比率を満たしていなければなりません。

しがぎんの総自己資本比率は14.14%（バーゼルⅢ基準、平成25年3月末、連結ベース）と国際統一基準を大きくクリアしています。

#### 用語解説



**自己資本比率** 銀行の安全性、健全性を判断する基準のひとつに、自己資本比率があります。海外に支店を有する国際統一基準行では新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ）が平成25年3月期決算から段階的に導入され、各最低所要比率を満たす必要があります。

## 今後の見通し

(単位: 百万円)

単体	中間期	通期
	平成25年9月期予想	平成26年3月期予想
経常利益	4,000	8,000
当期(中間)純利益	2,500	5,000
業務純益	7,300	14,200

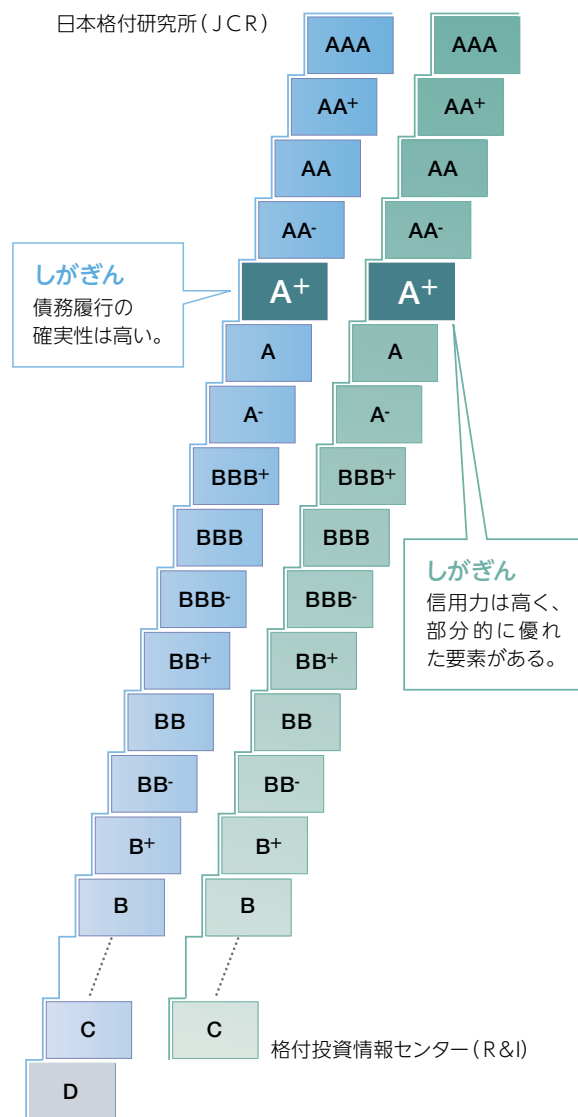
(単位: 百万円)

連結	中間期	通期
	平成25年9月期予想	平成26年3月期予想
経常利益	4,500	9,500
当期(中間)純利益	2,700	5,500

※上記業績予想は、平成25年5月13日公表時点のものです。

## 格付

平成25年3月末現在



### 格付は「A+」の高い評価を維持

「日本格付研究所 (JCR)」と「格付投資情報センター (R&I)」の2つの機関からそれぞれ「A+」の高い評価を得ています。

#### 用語解説



**格付** 銀行預金の元金支払の確実性や安全性について、利害関係のない第三者が判断してその結果を簡潔な記号で表したものです。銀行を判断するうえで、安全性・信用度を客観的に評価した重要な指標のひとつです。

# 平成25年3月期決算概要

## 資産の自己査定と償却・引当

当行では、資産の健全性を確保するため、金融検査マニュアルに則した基準を定めて、保有する資産を個別に検討する「自己査定」と、不良債権を適正に処理する「償却・引当」を厳正に実施しています。

自己査定では、まず、債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つに区分(表1ご参照)します。次に、個々の債権について回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて「非分類(I分類)」～「IV分類」の4段階に分類しています。(表2ご参照)

償却・引当では、債務者区分と分類区分に応じて、回収の見込みが低い債権については個別引当(回収不能に備えて個別貸倒引当金を計上)や直接償却(貸借対照表の資産から減額して損失を計上)などの処理を積極的に行っています。また、正常先や要注意先に対する債権については過去の貸倒実績率に基づく予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

## 不良債権の開示

不良債権については、金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」と、銀行法に基づく「リスク管理債権」の開示が義務づけられています。金融再生法開示債権は支払承諾見返など貸出金以外の債権も対象とするのに対し、リスク管理債権は貸出金のみを対象としているのが相違点です。

なお、自己査定の結果を開示する義務はありませんが、当行は経営の透明性確保の観点から、平成14年3月期決算より自主的開示に踏み切りました。

当行の平成25年3月期決算での「自己査定結果と開示基準別の分類・保全状況」は下表の通りです。

当行は、今後とも「問題は先送りしない」との姿勢を貫き、厳正な自己査定と早期の不良債権処理により、資産の健全性を確保してまいります。

## 自己査定結果と開示基準別の分類・保全状況(単体ベース)(平成25年3月末現在)

(単位:億円)

自己査定による債務者区分(表1)		自己査定の分類区分(表2)			
対象資産: 貸出金等与信関連債権		非分類 (I分類)	II分類	III分類	IV分類
正常先 24,489 (85.47%)		24,489			
要注意先	その他の要注意先 3,128 (10.91%)	710	2,417	※引当額(189億円)は非分類に計上しています。	
	要管理先 381 (1.32%)	52	328		
	破綻懸念先 598 (2.08%)	409	112	76	
実質破綻先 43 (0.15%)		15	27	※全額を償却・引当しています。	
破綻先 8 (0.02%)		3	5		
合計 28,650 (100%)		小計 25,682	小計 2,891	小計 76	小計 -

(注)上記の( )内は構成比率を表しています。  
(注)銀行(当行)保証付私募債を含んでいます。

資産の償却・引当	
一般貸倒引当金を計上	正常先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、予想損失率を算出し、予想損失額を引き当てています。 【正常先債権残高 × 0.046%】
	要管理先債権を除いた要注意先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、予想損失率を算出し、予想損失額を引き当てています。 【要注意先債権(要管理先除く)残高 × 1.352%】
個別貸倒引当金を計上	要管理先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、予想損失率を算出し、予想損失額を引き当てています。 【要管理先債権残高 × 22.270%】
	大口債務者を除く債務者(III分類額3億円未満)の破綻懸念先債権は、過去の貸倒実績率に基づき、予想損失額を算出し、予想損失額を引き当てています。また、大口債務者(III分類3億円以上)の破綻懸念先債権は、上述の貸倒引当率の引き当てではなく、個別債務者ごとにキャッシュフローによる回収可能性を算出し、III分類額からその回収額を除いた残額を予想損失額として引き当てています。 【全体の引当率71.4%、引当額189億円】
	実質破綻先債権および破綻先債権に対するIII、IV分類額の全額を予想損失額として、引き当て、あるいは直接償却しています。 【引当率100%、引当額8億円】 ※なお、当行は実質破綻先、破綻先に対する貸出金のうち回収不能無価値部分(IV分類)237億円を部分直接償却(オフバランス)しています。

(表1)債務者区分

正常先	業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	その他の要注意先 要注意先のうち、要管理先以外の債務者
	要管理先 要注意先のうち3ヵ月以上延滞または貸出条件を緩和している債務者
破綻懸念先	現在、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

(表2)分類区分

	定義	内容
非分類	回収の危険性または価値を損なう危険性について問題のない債権	●「正常先」に対する債権 ●「正常先」以外の債務者区分の債務者に対する債権のうち、預金担保などの優良担保・保証などで保全された部分
Ⅱ分類	債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合いを越える危険を含むと認められる債権	●「要注意先」に対する債権のうち、非分類以外の部分 ●「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、不動産担保などの一般担保、保証などで保全された部分
Ⅲ分類	最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な債権	●「破綻懸念先」に対する債権のうち、非・Ⅱ分類以外の部分 ●「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、担保の評価額と処分可能見込額との差額部分
Ⅳ分類	回収不能または無価値と判定される債権	●「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、非・Ⅱ・Ⅲ分類以外の部分

(表3)金融再生法開示債権

分類	内容
①正常債権	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、下記以外に区分される債権
②要管理債権	●3ヵ月以上延滞債権(元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権) ●貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権)注)いずれも③④を除く。なお、要管理債権は貸出金単位で分類します。
③危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性が高い債権
④破産更生債権	破産、会社更生、民事再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

金融再生法に基づく開示債権(表3)

対象資産：貸出金等与信関連債権

リスク管理債権(表4)

対象資産：貸出金

正常債権 27,743	不良債権比率 3.16%				不良債権比率 3.19%
	正常債権以外の保全状況				
	担保・保証による保全額	引当額	保全のない部分	保全率	
(A) 要管理債権 (貸出金のみ) 256	50	57	148	41.99%	貸出条件緩和債権 251 3ヵ月以上延滞債権 4
(B) 危険債権 598	332	189	76	87.27%	延滞債権 639
(C) 破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 51	43	8	-	100.00%	破綻先債権 8
(A)(B)(C)小計907	426	255	224	75.20%*	合計 904
合計 28,650	(注)なお、部分直接償却前の全体の保全率は80.35%となります。				

(表4)リスク管理債権

分類	内容
①貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(②～④を除く)
②3ヵ月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(③④を除く)
③延滞債権	元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(④および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予している貸出金を除く)
④破綻先債権	会社更生法・民事再生法による更生・再生手続開始の申立て、破産の申立てまたは整理開始・特別清算開始の申立てなどの事由が生じている貸出金